

**岩手県との「(知的財産の活用による産業振興施策への支援に関する
協定の実現に関する詳細を定める)覚書」の締結について**

標記覚書につき、岩手県と以下のとおり締結した。

《覚書》

〈有効期間〉

本覚書締結の日から平成 22 年（2010 年）3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 21 年（2009 年）7 月 1 日

〈締結者〉

日本弁理士会東北支部長 須田 篤

日本弁理士会知的財産支援センター長 小林 保

岩手県商工労働観光部長 廣田 淳

以上